

## 第四十四号

## 徳島県迷惑行為防止条例の一部改正について

徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年二月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例

徳島県迷惑行為防止条例（昭和三十九年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「又は住居等に押し掛ける」を「住居等に押し掛け、又は住居等の付近をみだりにうろつく」に改め、同条第五号中「かけ若しくは電子メール若しくは」を「かけ、」に、「送信する」を「送信し、若しくは電子メールの送信等をする」に改め、同条第八号中「性的しゅう恥心を害する事項を告げ、」を「性的羞恥心を害する事項を告げ」に、「又はその性的しゅう恥心」を「その性的羞恥心」に、「図画」を「図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体」に、「送付し、」を「送付し若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 前項第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及びファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 1 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。次号において同じ。）の送信を行うこと。
  - 1 前号に掲げるもののほか、特定の個人がその入力する情報を電気通信を利用して第三者に閲覧させることに付随して、その第三者が当該個人に対し情報を伝達することができる機能が提供されるものの当該機能を利用する行為をすること。

第十三条の次に次の一条を加える。

（嫌がらせ行為に係る情報提供の禁止）

**第十三条之二** 何人も、前条第一項の規定に違反する行為をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該行為の相手方の氏名、住所その他の当該行為の相手方に係る情報で当該行為をするために必要となるものを提供してはならない。

第十四条第一項中「前条」を「第十三条第一項」に改める。

第十六条第一項第三号及び第二項中「第十三条」を「第十三条第一項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

#### 提案理由

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部が改正されたことに鑑み、嫌がらせ行為として禁止される行為の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。